

答申第 672 号

平成 30 年 2 月 5 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
理事長 土屋 了介 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 7 月 27 日付けで諮問された特定病院に係る調査依頼に関する文書一部非公開の件（諮問第 758 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定人が行った特定病院に係る調査依頼に関する文書等の公開請求を一部公開決定したことについて、特定人が行った特定日付け調査依頼に対する回答に係る起案文書及び実施機関が利用者の保険証を確認、処理等をするために運用するシステムの画面を特定し、また、特定日における特定人と特定事業者との話合いの参加者が分かる文書、当該話合いにおいて審査請求人の保険証番号を書き取ったとされる職員名が分かる文書及びその職員の職責が分かる文書、当該話合いに関する文書及びその文書の写しを取ったとされる職員の職責が分かる文書、当該話合いの場所が明示された文書、当該話合いに同席した関係者の職責が分かる文書並びに特定の3日間に特定人の保険証等を確認したことが分かる文書を不存在であるとして特定しなかったことは、結論において妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年4月18日付けで、地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長（以下「病院機構理事長」という。）に対して、特定人による特定病院に係る調査依頼に関する文書等について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、病院機構理事長は、本件請求のうち特定人が行った調査依頼の経過が分かる決裁文書の写しとして、特定人が行った特定日付け調査依頼に対する回答に係る起案文書を、また、特定日に特定人の保険証が登録されたことが分かる文書及び特定の2日間に特定人の保険証等を確認したことが分かる文書として、実施機関が利用者の保険証を確認、処理等をするために運用するシステム（以下「システム」という。）の画面（以下合わせて「本件起案文書」と総称する。）を対象文書として特定した。
- (3) また、本件請求に対し、病院機構理事長は、本件請求のうち以下の内容が分かる文書（以下「本件話合い文書」と総称する。）については、作成若しくは取得していないため不存在であるとして特定しなかった。

ア 特定日における特定人と特定事業者との話合いの参加者が分かる文書

イ 当該話合いにおいて審査請求人の保険証番号を書き取ったとされる職員

名が分かる文書及びその職員の職責が分かる文書

ウ 当該話合いに関する文書及びその文書の写しを取ったとされる職員の職責が分かる文書

エ 当該話合いの場所が明示された文書

オ 当該話合いに同席した関係者の職責が分かる文書

カ 特定の3日間に特定人の保険証等を確認したことが分かる文書

(4) 実施機関は、平成29年4月26日付けで、本件起案文書についてはそのすべてを公開し、本件話合い文書についてはそのすべてを非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(5) 審査請求人は、平成29年6月20日付けで、病院機構理事長に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求の対象となる文書の特定及び本件話合い文書の存否について

実施機関が、本件請求の趣旨と異なる本件起案文書を特定していること、また、本件話合い文書を不存在としたことは、納得できるものではない。

(2) その他

実施機関は、特定人の調査依頼に対して、無責任で不親切な対応をしている。

4 実施機関（地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる文書として、本件起案文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

ア 実施機関は、特定人が特定日に提出した特定事項に関して回答を求めた依頼文書に対する実施機関の回答について伺った起案文書を作成していたこと

から、当該起案文書を特定したものである。

イ 実施機関は、本件請求の内容にかんがみ、特定人の保険証が登録されたことが分かる文書及び特定の2日間における特定人の保険証等を確認したことが分かるシステムの画面を特定したものである。

(2) 本件話合い文書の存否について

実施機関は、本件請求の対象となる文書として、本件話合い文書については、次のとおり作成若しくは取得をしていないため不存在と判断したものである。

ア 特定人と特定事業者との話合いに関する文書について

実施機関と特定事業者との間の委託契約においては、特定人と特定事業者との話合いに関する一切の文書について、実施機関で保管する規定はないことから、当該話合いに関する文書は一切取得していない。

イ 特定の3日間にシステムに入力したことが確認できる文書について

実施機関においては、特定人が指定する特定の3日間に特定人の情報をシステムに入力をした事実がないことから、特定の3日間にシステムに入力したことが確認できる文書は作成していない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求について

本件請求は、特定人による特定病院に係る調査依頼に関する文書等の公開を求めるものである。

審査請求人は、本件処分により特定された本件起案文書は本件請求の趣旨とは異なるとともに、本件話合い文書が不存在であることは納得できないと主張する一方で、実施機関は、本件請求の対象となる文書として本件起案文書を特定の上公開し、また、本件話合い文書を不存在であるとして非公開とした本件処分は妥当であると説明している。

ところで、本件請求は、特定人が実施機関を利用した際の特件事案に関する調査を前提とするものであり、本件請求の対象となる文書の存否を明らかにすることにより条例第5条各号の非公開情報を公開することとなるとして、条例第8条の規定により、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否すべきものに該当する可能性があることから、以下、この点について検討する。

(2) 本件請求の対象となる文書の存否応答拒否について

本件請求は、特定人が実施機関を利用した際の特定事案に関して、特定人の依頼に基づき実施機関が行った調査に関する情報の公開を求めるものであるから、本件請求の対象となる文書の存否を答えることは、特定人が実施機関を利用した際に特定事案があったという、条例第5条第1号に規定する、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報を公開することになると認められる。また、当審査会が確認したところ、かかる情報は、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない情報であることが認められる。

したがって、本件請求の対象となる文書については、その存否を答えるだけで条例第5条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるため、条例第8条の規定により本件請求を拒否し、非公開とすべきものであったと認められる。

本件請求については、前記のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、実施機関は、本件処分において本件請求の対象となる文書の存否を明らかにしており、このような場合においては、本件処分を取り消して改めて条例第8条の規定を適用する意味はなく、本件請求の対象となる文書として本件起案文書を特定し、また、本件話し合い文書を不存在であるとして特定しなかったことは、結論において妥当と言わざるを得ない。

(3) 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件処分については、本件請求の対象となる文書の存否を答えるだけで公開することとなる情報が条例第5条第1号に該当するため、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否すべきであったと認められる。

よって、実施機関が本件請求に対し本件起案文書を特定の上公開し、本件話し合い文書を不存在であるとして特定することなく非公開とした一部公開決定である本件処分について、本件起案文書を特定し、また、本件話し合い文書を不存在であるとして特定しなかったことは、結論において妥当であると判断する。

(4) その他

審査請求人は、その他実施機関の事務事業に対する不満を述べているが、当審査会は公開請求に係る諾否決定の当否について実施機関から意見を求められ

ているのであり、当該不満について意見を述べる立場にない。

6 付言

本件請求は、特定人が実施機関を利用した際の特定事案に関する調査を前提とするものであり、前記5(2)で判断したとおり、その存否を答えるだけで条例第5条第1号に規定する非公開情報を公開することとなるため、本来であれば条例第8条の規定により本件請求を拒否すべきであった。

今後、実施機関においては、条例の趣旨を理解し、公開請求の内容をよく確認の上、諾否決定の判断を慎重に行うよう厳に注意されたい。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 8 月 2 日	○ 諮問
12 月 20 日 (第 179 回部会)	○ 審議
平成 30 年 1 月 25 日 (第 180 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 30 年 2 月 5 日現在) (五十音順)